

**令和 8 年度大阪市城東区こどもの登校・学習支援事業業務委託
募集要項（公募型プロポーザル）**

1 案件名称

令和 8 年度大阪市城東区こどもの登校・学習支援事業業務委託

2 業務内容に関する事項

（1）事業目的と概要

本事業は、不登校傾向や集団生活に馴染めない別室登校等の児童などを対象に、学校内での学習等の支援及び登校支援、家庭訪問による再登校の促し等により学校とのつながりを持ちながら将来の社会的自立を支援することを目的とする。

今般、その目的を達成するために、受注者のもつ幅広い知識と経験、専門性を活用するため、民間事業者等から広く企画提案を募集する。

（2）公募方法

公募型プロポーザルにより 1 事業者を選定する。

（3）実施場所

別紙「仕様書」を参照すること。

（4）業務内容

別紙「仕様書」を参照すること。

（5）事業規模（契約上限額）

金8,929,536円（消費税及び地方消費税を含む。）

（6）契約期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）～令和 9 年 3 月 31 日（水）

※令和 8 年度の予算成立を前提とし、予算が成立しない場合は、無効となる。

（7）費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

なお、契約期間中における児童生徒の事故について対応できる保険への加入を義務付けるものとする。

3 契約に関する事項

（1）契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。ま

た、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 仕様書案

別紙「仕様書」を参照すること。

(4) 契約書案

別紙「業務委託契約書」を参照すること。

(5) 契約保証金

契約保証金	免除
保証人	不要

(6) 再委託について

ア 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- ①委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- ②児童の課題に即した支援計画の立案・運営等
- ③個人情報を含む、事務処理、評価、報告書の作成

イ 受注者は、コピー、情報処理（ＰＣ入力等）、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。（個人情報を含む文書の作成は除く）

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

エ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。元請の契約金額が 500 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を発注者に提出しなければならない。

(7) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格等

次の各号に定める内容をすべて満たす財団法人、社団法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、またはその他法人格を有する団体とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 納税義務者にあたっては消費税及び地方消費税、市町村税及び固定資産税を完納していること。
- (3) 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (5) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱別表に掲げるいずれの措置要件も該当しないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または、政党を推薦、支持、反対することを目的とした法人ではないこと。
- (7) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。

5 スケジュール

・公募開始	令和7年12月26日（金）
・質問受付締切	令和8年1月15日（木）正午まで
・質問回答	令和8年1月23日（金）
・参加申請関係書類の提出期限	令和8年1月26日（月）午後5時30分まで
・参加資格決定通知	令和8年2月2日（月）
・企画提案書の提出期限	令和8年2月5日（木）正午まで
・プレゼンテーション審査	令和8年2月16日（月）
・選定結果通知	令和8年2月24日（火）
・契約締結・事業開始	令和8年4月1日（水）
・事業完了	令和9年3月31日（水）

6 応募手続き等に関する事項

(1) 質問の受付

- ア 受付期間 令和7年12月26日（金）から令和8年1月15日（木）正午まで。
- イ 提出方法 業務委託選定申請に関する質問票（様式4）に記載し、FAXもしくはE-mailにより提出してください。（「8（3）提出先・問い合わせ先」に記載）
- ウ 回答 令和8年1月23日（金）に城東区役所ホームページ上にて回答する。

(2) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

- ア 参加申請に際しては、次のイに示す書類の提出を行うこと。
※申出書類の作成及び提出にかかる費用は、申出者の負担とする。
- イ 参加申請の必要書類は以下のとおりとする。
- ①公募型プロポーザル参加申請書（様式ア）
 - ②公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式イ）
 - ③法人の登記簿謄本又は登記事項証明書（発行日から3か月以内のもの、写し可）
 - ④印鑑証明書（発行日から3か月以内のもの。写し不可。）
 - ⑤使用印鑑届（様式ウ）
 - ⑥法人定款又は寄附行為

⑦直近2ヶ年の消費税及び地方消費税の納税証明書（発行日から3か月以内のもの、写し可。税務署の様式その3又はその3の3様式〔法人〕。）

※なお、非課税の場合は、その旨を記載した理由書

⑧直近2ヶ年の市町村民税並びに固定資産税の納税証明（発行日から3か月以内のもの、写し可）

※なお、非課税の場合は、その旨を記載した理由書

⑨110円郵便切手を貼付した長形3号封筒 1通

（決定通知の送付用。宛先に応募者の住所・氏名を記載のこと）

ウ 受付期間 令和7年12月26日（金）～令和8年1月26日（月）必着

午前9時～正午及び午後1時～午後5時30分

エ 提出部数 1部

オ 提出場所 大阪市城東区役所3階34番窓口保健福祉課（子育て教育）

なお、提出にあたっては、**事前に必ず「8（3）提出先・問い合わせ先」に電話連絡の上**持参すること。（連絡が無い場合、再度来庁を求めることがあります。）

カ 参加資格決定通知 令和8年2月2日（月）に通知する。

（3）企画提案書の提出等

ア 企画提案書の内容について

① 本事業に対する考え方について

募集要項の「事業の目的と概要」や、不登校問題に関して「こどもや保護者が抱える課題認識」をふまえて提案すること。

②業務実施について

（1）人員体制について

人材確保／スタッフの配置体制

（2）内容について

個々の対象者に寄り添った効果的支援の具体的な方法／生活習慣や社会性の育成、学習習慣形成・基礎学力向上の具体的な方法／再登校を含む社会的自立に資する支援方法と学校との連携体制

（3）事業実施スケジュール

③危機管理体制について（災害、事故等の緊急事態を想定した危機管理体制について記載すること）

④提案のセールスポイントについて

⑤過去5年度内の類似事業、実績（事業概要等、できるだけ具体的に記入すること）

⑥事業実施にかかる予算計画について

※提出できる案は、1案のみとする。

※児童等及び保護者に対する説明用の事業利用案内（リーフレット等）のイメージを添付すること。

イ 企画提案書の提出について

①企画提案書等の様式は城東区役所ホームページからダウンロードすること。

②企画提案書は、正本1部、副本4部（副本は複写可）計5部（A4版）で、それぞれ綴じて提出すること。

※提案事業者名の記載は正本1部のみとし、副本4部には事業者名表示および事業者が推定できる部分があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は一切行わないこと。

③企画提案書の必須記載等項目は、以下のとおりとする。

- ・業務委託選定申請書（様式1）
- ・法人概要（様式2）
- ・事業企画提案書（様式3）
- ・法人の事業計画書及び収支予算書（申請日に属する日の年度のもの）

④110円郵便切手を貼付した長形3号封筒 1通

（決定通知の送付用。宛先に応募者の住所・氏名を記載のこと）

ウ 受付期間 令和8年2月2日（月）～令和8年2月5日（木）必着

午前9時～正午及び午後1時～午後5時30分

ただし、最終日（2月5日）は正午までとする。

※申請書類については、持参とする。

エ 提出場所 大阪市城東区役所3階34番窓口保健福祉課（子育て教育）

なお、提出にあたっては、事前に必ず「8（3）提出先・問い合わせ先」に電話連絡の上
持参すること。（連絡が無い場合、再度来庁を求めることがあります。）

7 選定に関する事項

（1）選定基準

参加資格を満たすものから提出された申請書類等を選定会議で採点基準に基づき公平かつ客観的に審査し、優れた提案者を契約の相手方として決定する。

- ① 事業内容の実現性、実施手順・体制の妥当性、事業目的に対する手法の的確性・専門性【45点】
- ② 事業目的に対する手法の独創性【15点】
- ③ 業務目的および業務内容の理解度【10点】
- ④ 危機管理体制について【10点】
- ⑤ 類似業務実績の豊富さ及び運営基盤【10点】
- ⑥ 費用積算根拠の妥当性【10点】

（2）選定方法

ア 本企画提案の審査については、選定会議が行い、その意見を受けて選定する。

イ 選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ プレゼンテーション審査

- ・実施日時 令和8年2月16日（月）

詳細は、企画提案書提出者あて別途E-mailにて通知する。

- ・実施場所 大阪市城東区中央3丁目5番45号

城東区役所 会議室

- ・出席人数 1団体につき、2名までとする。

- ・内容・方法等 様式3「企画提案書」の書類を使用し、企画提案（実施方針等）について口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。

また、プロジェクター等での資料投影は不可とする。

1団体あたり20～30分程度（うち説明約15分以内、質疑応答含む）とする。

プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。やむを得ない理由を除き、プレゼンテーション審査の案内時刻に参加が確認できない場合、欠席したものとみなす。

エ 審査の結果、最も優れていると評価された企画提案者を選定し、委託予定事業者とする。ただし、最も優れていると評価された企画提案者の評価点が満点の60%未満であった場合、委託予定事業者は無しとする。

また、合計点が同点であった場合は、上記(1)における項目①についての最高得点事業者を最も優れていると評価する。それも同点であった場合は項目②について、それも同点であった場合は項目③について、と記載された順番に各項目における点数を比較して決定する。

なお、審査は非公開とし、選考会議の審査にかかる質問や異議は一切受け付けない。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談すること
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ プレゼンテーション審査に出席しなかった場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、城東区ホームページに掲載する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 本プロポーザルは委託予定事業者の選定を目的に実施するものであり、委託契約締結後の業務においては、本市と協議をしながら仕様の策定を行うので、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
- キ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効となる。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒536-8510大阪市城東区中央3丁目5番45号（大阪市城東区役所3階34番）

大阪市城東区役所保健福祉課（子育て教育）

担当：笠原・山田

TEL：06-6930-9065

FAX : 050－3535－8688

E-Mail : tq0012@city.osaka.lg.jp